

『土芥寇讎記』研究

第三班（小川 和也・杉 岳志・藤井 尚恵・中瀬 智也）

総論——統一視角と基礎作業

1 表題について

第三班では、まず、『土芥寇讎記』という表題が意味するものなのか、言葉を替えれば、どこまで、この表題で本の内容がくくれるのか、ということを考えて。

そこで、表題は、『土芥寇讎記』の作者・編者がつけたものなのか、ということが問題となった。校注者の金井圓氏によれば、東大史料編纂所の『土芥寇讎記』には、内題はなく、外題だけある。無題のものに、後から題をつけた可能性はないだろうか。

次に、「土芥」「寇讎」の語が出てくるのは、本文中唯一カ所。植村出羽守の謳歌評説、五一〇ページである。そこでは、父・家貞の行跡に対する言及があるが、文道・武道・愚痴妄味・士卒不愛（土芥寇讎）・閩門政治批判・不義と並べられており、土芥寇讎の優先順位が六項目中、四番目に挙げられ、この点からすれば、必ずしも最重要課題ではないようにみえる。

また「土芥寇讎」という名の典拠とされる『孟子』の「離婁下」の当該箇所を読むと（「土芥寇讎」という熟語はない）、君主に対して家臣を「土芥」視するな、ということとで具体的に何をいおうとしているかという点、「臣」からの「諫行言聴」（諫め行われ、言が聴かれる）ことよって、「膏沢下於民」（膏沢は民に下る）。つまり、家臣からの「諫言」を受け入れて、「恩沢」を「民」に行き渡らせることが『孟子』当該箇所のテーマである。『土芥寇讎記』の評価も国政＝「仕置」（家臣団統制を含む）が大きな争点になっており、必ずしも君臣関係を論じることが第一目的にした書ではないように思われる。

れる。

しかし、それにもかかわらず、「土芥寇讎」がタイトルに用いられているのはなぜか。周知のように、「天和武家諸法度は『公儀』を拡大して、……全国の大名をも旗本・御家人とおなじく主従制の原理によって包摂しようとしたもの」（朝尾直弘『將軍権力の創出』）であるが、『土芥寇讎記』も、全国の諸大名を網羅したものである。そこに主従関係を示すタイトルをつけていることは、それらの諸大名を將軍の家臣として組み込んでいるという綱吉政権の自信の表れではないか。

2 『土芥寇讎記』の作者・編者は？

——綱吉政権の特質との関連

次に、『土芥寇讎記』は、家綱から綱吉への中央政権の変化、つまり、將軍—門閥譜代ブロックから側用人政治へという政権の変化に対応するものかどうか、ということ、『土芥寇讎記』成立の背景として確認しておきたい。

家綱政権の特徴は、「幕藩体制の確立を担った譜代・門閥層が、権力機構のトップ・クラス」を占める点にある。その後を襲った綱吉は、「譜代・門閥」から実権を「奪権」する必要があるが、そのスローガンは、「信賞必罰」「賞罰嚴明」という「儒教理念」である。綱吉は、「歴代將軍の中で徳川一門や譜代大名や譜代の旗本をもっとも痛めつけた將軍」といわれるが（山口啓一『鎖国と開国』）、『土芥寇讎記』も、譜代に対する仮借ない批判が多く、それは「儒教理念」の視点からのものである。

ところで、なぜ、綱吉は儒教理念を前面に押し出したのか、あるいは、押し出さざるを得なかったのか。延宝八年（一六八〇）、家綱のあと末期養子に近いかたちで、末弟の綱吉が將軍になった。その

政権は、館林からつれてきた近習で脇をかためた將軍独裁体制といわれるが、綱吉の場合、將軍継承の事情から、血筋の正統性を前面に出せず、家綱を支えてきた徳川譜代の上に立てないという、脆弱な政権基盤から出発した。この脆弱さを補完するために、儒教的理念によって自己政権を正当化する必要があった。

ここで、儒教の聖典の一つであり、土芥寇讎という名の典拠である『孟子』と綱吉政権の特徴の比較をしてみたい。

孟子は、孔子（紀元前五五一〜四七九年）の没後、約一世紀に生誕した（紀元前三七二〜二八九年）。孔子、孟子ともに、周王朝の末期であるが、孔子の時代には、なお、周王朝の權威を回復し得る期待があった。しかし、孟子の時代となると、回復ではなく、新しい王による天下統一が目指されるようになる。この時代の相を反映し、『孟子』では、血統ではない「天民觀」による政治の正当性が押し出されてくる。『孟子』の根本原理は、「天」であり、そして、その人間觀も、「万物皆我に宿る」¹¹「天」の分身とされた。

また、「恒産なくして、恒心なし」、安定した税収を確保する構想として、正方形を九分割したうち、中心の田一つを「公田」とし、それを税の財源にあて、他の八つを各々の「私田」とする「井田の法」を提唱した。

そして、力による霸道ではなく、王道¹²仁義による支配を目指し、諸侯の利害による連合を否定し、民衆の支持による天下統一を目指した。

これらは、綱吉政権の特徴、つまり、將軍権力の正当性として、血筋ではなく、儒教的理念を前面に押し出し、農政に力を入れ、武断政治から文治政治への転換をはかる……といったことと、一定の共通性をもつ。

特に、綱吉政権の儒教的理念は、たとえば、綱吉が將軍になった延宝八年、老中・堀田正俊による「民は国之本」条目の布達として具体化されている。実際に、この条目の制定により、「仕置」悪し、とされた三四人の代官が、死刑あるいは更迭されている（辻達也『享

保改革の研究』）。民政・農政は綱吉政権の重要課題であった。

このような『孟子』と『土芥寇讎記』の親和性は、『土芥寇讎記』の作者、あるいは、編者が、綱吉に近い位置にいた人物であり、綱吉政権の方向づけに何らかの形でかかわっていたということを見られる。

また、「世上」や「世俗」に「曰く」という評説のしかたに注目すると、『土芥寇讎記』の作者・編者は独りではなく、グループである可能性もある。こうした点で、元禄三年段階の幕閣であった譜代諸侯の評価はどうなっているのか、また、綱吉の側近（柳沢吉保など）や奥詰衆の評価も気になるところである。

さて、第三班の第一回の報告（六月二日）では、班員各自が任意に選んだ個別の大名において、『土芥寇讎記』と『寛政重修諸家譜』や『藩史大事典』などを比較し、これまで述べてきたような視角を背景におきながら、その「仕置」に対する評価の違いを探った。

「諸侯以下二令シテ、材料ヲ提出セシメ」（寛政重修諸家譜）たという大名側の視点、および、客観的な後世の評価と、『土芥寇讎記』の評価を比べることで、『土芥寇讎記』の視点にどのようなバイアス（傾斜）があるのか、それを探っておくことが、『土芥寇讎記』の作者・編者を想定するうえで、必要であると考えたからである。

第二回報告（七月七日）では、謳歌評説の基準は何か、ということに注目した。特に、謳歌評説の引用文献や人名から、『土芥寇讎記』の編者・作者に迫ろうと試みた。『土芥寇讎記』には、校訂者の金井圓氏によって、詳細な注が施されているが、金井氏が「出典不勘」としているものが少なくない。また、注であげられているのは、儒学書を中心とする漢学書が多く、兵学書・軍書・武道論（家訓など）はあまり考慮されていないように思われる。

また、『土芥寇讎記』で暗君暗臣とされている人物を、周辺書物（『東照宮御遺訓』など）と比較することによって、作者・編者像に迫ることはできないか、と考えた。これらの点を、以下のように分担を

決め、その範囲で考察した。

分拍範囲は、巻一を除いて、巻数二〜一一が藤井、一二〜二二が中瀬、二三〜三二が小川、三三〜四二が杉である。さらに、全巻を通して、各自の論点があれば盛り込むという形で報告を準備した。

最後に、データ・ベースに関して付言しておく。第一回報告に関しては、各自が任意に選択した大名を取り上げたため、班として共同作業によるデータ・ベースはない。第二回報告にあたっては、引用文献と登場人物を中心にしたデータ・ベースを作成した。

しかし、このデータは、第四班の引用書目と基本的に同じものであり、重複するため、割愛したので、第四班所収のものを参照されたい。

(文責・小川和也)